

千環審第16号  
平成24年9月26日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会  
会長 田畠貞寿



千葉県環境保全条例に基づく排水基準の設定について  
(答申)

平成24年8月7日付け水保第484号で諮問のあった下記事項  
については、別添案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の  
設定について

# 千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の設定について

## 諸問事項

### 千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の設定（案）

#### 1 排水基準の設定の内容

##### （1）基準値を設定する項目

1, 4-ジオキサン

##### （2）基準値

0. 5mg/Lとする。

#### 2 施行の時期

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布の日から  
おおむね6ヶ月後

## 諸問の背景

#### 1 水質規制に係る法令

県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく工場・事業場の排水規制に加えて、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）による県独自の排水規制を行っている。

条例では、県が独自に規定する工場・事業場について、法の規定と同様、排水基準を定めて、工場・事業場から排出される水に対し、規制を行っている。

#### 2 法に基づく排水基準の設定

平成24年5月23日付けで、法施行令が改正され「1,4-ジオキサン」が有害物質に追加されるとともに、法に基づく排水基準を定める「排水基準を定める省令」が同日改正され、「1,4-ジオキサン」に係る排水基準が新たに設定された（いずれも平成24年5月25日施行）。

排水基準：0.5mg/L

この見直しは、平成21年11月に同物質に係る水質環境基準が追加されたことを受けて行われたものである。

水質環境基準：0.05mg/L以下

#### 3 条例における排水基準設定の考え方

条例で規定する現行の有害物質（カドミウム等）については、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、法と同等以上の効果を得るために、法に基づく一律排水基準を準用して、排水基準を設定している。

一方で、有害物質として新たに追加された1, 4-ジオキサンについては、本県では、

- ・水質環境基準を超過している地点はないこと
- ・現在、条例の特定事業場において、1,4-ジオキサンを排出している事業者は存在しないこと

から、法の1, 4-ジオキサンに係る排水基準設定の根拠も考慮し、従来の考え方に基づき、法の排水基準と同じ値を、条例に基づく排水基準として設定したい。